第３３回（令和４年度第１回）熊谷市入札適正化委員会

１　開催日時　　令和４年８月８日（月）午後２時開会

２　開催場所　　熊谷市役所議会棟　第１委員会室

３　出席者

委員

田尻委員長、木村委員長職務代理、石井委員、貝沼委員、三澤委員

事務局

総務部	本多部長
契約課	馬場課長、岡副課長、柳澤主幹、鈴木主査、関塚主査、木部事務員
上下水道部	丸山部長
経営課	小暮課長、榛葉主査

抽出案件主管課

土地区画整理事務所	新井所長、腰塚副所長
道路課	新井課長、武部副課長
維持課	大崎課長、金子主幹、丹野主任
営繕課	大場課長、青木副課長、本間主任、正木技師
水道課	田中課長、田谷副課長
下水道課	東課長、茂木主幹

４　議事

ア　委員長の互選及び委員長職務代理の指名

イ　熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要

ウ　入札手続の運用状況に関する報告

エ　抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

・　一般競争入札	３件／対象案件	４５件
・　指名競争入札	１件／対象案件	３８件
・　随意契約	０件／対象案件	５件

業務委託

・　指名競争入札	１件／対象案件	２５件
・　随意契約	０件／対象案件	１件

〈上下水道部〉

建設工事

・　一般競争入札	１件／対象案件	１６件
・　指名競争入札	０件／対象案件	４件

業務委託

・　指名競争入札	１件／対象案件	１２件

オ　次回抽出委員の指名について

カ　次回委員会の日程について

議事の概要

ア　委員長の互選及び委員長職務代理の指名
　現委員体制となって初めての委員会であるため、委員長及び委員長職務代理を決定した。

イ　熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要
　資料に基づき、事務局から、熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要について説明を行った。

ウ　入札手続の運用状況に関する報告
　資料に基づき、事務局から、令和４年１月１日から令和４年６月３０日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

エ　抽出事案に関する審議
　下記事案について、事務局から説明を行った。
　委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞
事案１・・・熊谷市立大幡小学校トイレ改修建築工事【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　１回目の入札では、いずれの業者の入札額も予定価格を上回ったので再入札をかけたということか。また、番号１番の業者は２回目の入札では辞退したのか。
事務局：　その通り。
委　員：　再入札の日程はどのように決めるのか。
事務局：　原則翌日に行っている。
委　員：　同日の午前中に１回目の入札を行い、午後２回目の入札を行うことは実務上可能か。
事務局：　電子入札システムでそのように設定すれば可能である。
委　員：　その場合、あらかじめ公告において再入札を同日行う旨の記載をする必要はあるか。
事務局：　再入札の日程は記載していない。再入札になった場合、同日に電子入札システムで「再入札通知書」を発行し、対象者に日程を通知している。
委　員：　本事案が翌日に再入札となった結果、別案件のトイレ改修工事と開札日が重なっている。それぞれ別の業者が落札しているが、落札業者はそのような場合、どのように対応するのか。
事務局：　指名競争入札と異なり、一般競争入札は参加資格を満たす者であれば誰でも入札でき、どの案件に入札するかは自由である。別案件を落札した業者は本事案の２回目の入札では辞退している。このような行動は会社の経営判断に基づくものだと思われる。

事案２・・・市道１１８号線舗装打替工事【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　入札結果を見ると、８者が応札し、１者が失格、残りの７者は同額で入札している。これは専門業者であれば予定価格が正確に計算できるということか。
事務局：　その通り。理由として、舗装打替工事は積算が比較的難しくないこと、設計単価は公開されていること、積算ソフトウェアも市販されていることなどが挙げられる。

委　員：　他の工種も同様に計算できるか。
事務局：　対象の工種によるが、基本的には計算できると思われるが、建築工事は積算が難しいようだ。

事案３・・・市道９０００７号線道路改良工事（その２）【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　特別珍しい工事という印象は受けないが、総合評価方式を採用したのはなぜか。
事務局：　対象道路は県道から工業団地につながる中心の道路であり、大型車両の交通量増加が見込まれる。適切な路盤形成、アスファルト施工等の技術力が大きく影響するため、価格のみの競争ではなく、他の面も考慮する総合評価方式をとった。
委　員：　評価項目のうち、入札業者間で差がついている「項目ウ　配置予定技術者の技術能力　評価項目（ア）工事成績評定」とは何か。
事務局：　建設工事においては現場代理人というスタッフが配置されるが、その者が過去の実績で好成績を収めている場合、評価点に加算している。
事務局：　補足すると、建設工事の完了時に工事成績と呼ばれる点数をつけているが、配置予定技術者が過去２年度間に手がけた工事における点数の平均を算出し、７８点以上であればその点数に応じて評価点に加点している。今回加点されない業者がいるのは、配置予定技術者に前述の実績がなかったためである。
委　員：　「項目キ　企業の技術能力　評価項目（ウ）優秀工事表彰」とは異なる評価基準なのか。
事務局：　これは企業が優秀工事表彰を受けた場合に加点される。
事務局：　前述の項目は個人を対象とするものであり、異なる基準である。
委　員：　会社については選択評価項目であるが、個人については必須評価項目という位置づけなのか。
事務局：　その通り。またその下の「項目ク　配置予定技術者の技術能力　評価項目（オ）優秀技術者表彰」という評価項目もある。
委　員：　評価要素が重複していないか。
事務局：　重複する部分があることは否定できないが、熊谷市としては、該当する現場代理人を配置してもらい、品質を確保したいという考えである。
委　員：　「項目サ　担い手確保・育成に関する取組（イ）多様な働き方実践企業の認定」について、前回はあまり加点がなかったと記憶しているが、今回はいずれの入札業者も加点されている。また埼玉県の建設工事請負等競争入札参加資格審査においても優遇されることもあり、入札業者は意識的に取り組んでいると見受けられるが、印象はどうか。
事務局：　おっしゃるとおりの認識である。総合評価方式を採用することで、そういった企業に加点できる。
委　員：　簡易型を採用するとのことだが、単なる入札価格ではなく、企業の実態を評価するという総合評価の趣旨を尊重したい。基本的には良いものを作ってもらいたいというのが行政側や市民の考えだと思う。そのような観点から、他の型、すなわち技術提案型の総合評価は採用できないのか。
事務局：　総合評価には簡易型と技術提案型があり、後者は技術的な要素を重視する方式である。熊谷市の昨年度の実績は５件あり、いずれも簡易型を採用し、うち評価項目選択型が１件、土木Ⅱ型が２件、土木Ⅲ型が２件ある。簡易型ではあるが、評価項目を変え、落札業者が固定化することがないよう配慮している。
委　員：　他の自治体の採用状況はどうか。
事務局：　熊谷市のようなやり方をしている自治体は少ない。評価項目選択型のみ採用する自治体が多いようだが、他自治体では総合評価方式の採用件数が多くないという事情もある。熊谷市では県の指導もあり、令和３年度は５件実施した。

委　員：　価格競争と総合評価方式で、事務量の差はどれぐらいか。
事務局：　総合評価方式にした場合、事業者と行政側いずれも事務量が増加する。資料作成や県への諮問が必要なためである。しかしながら、良い施工が見込める面を重視し採用に至っている。
委　員：　入札参加者資格名簿には@級からＣ級という工事業者のランクがあるが、これは施工実績や能力に応じて格付けされている。同じランクの業者であればこれらに大きな差がないのであるから､価格競争でも品質確保に関しては支障がないし、総合評価方式を採用しても、有意な順位付けができるか疑問である。事務負担と比較衡量してもなお、総合評価方式を採用する意義はあるか。
事務局：　総合評価方式が採用された背景として、採算が合わない金額で受注する「ダンピング受注」の対策が必要になったことが挙げられる。ダンピング対策であれば最低制限価格制度でもカバーできるが、長期的には高い技術力を持ち、労働環境の良い企業を育成するという目的もあるため、総合評価方式を採用している。
事務局：　企業の地域貢献にインセンティブを与えるため、ある程度の件数については総合評価方式を採用したい。
委　員：　総合評価方式において、入札価格が劣後する企業が落札者になったことはあるか。
事務局：　そのようなケースもある。
事務局：　熊谷市では土木工事や舗装工事で総合評価方式を採用しているが、これらの工事では、各業者の積算が精密にできるため、調査基準価格付近の落札が集中することから、入札価格の落札への影響はあまりないと考える。

事案４・・・雨水対策工事（円光一丁目・太井）【指名競争入札】
【質疑応答】
委　員：　辞退が多いのはなぜか。
事務局：　設計金額 300 万円前後の工事で、利益が少ないためだと考えている。
委　員：　予定価格と入札価格が一致するのはなぜか。
事務局:　設計金額 1,000 万円以下の建設工事では入札対象額を事前に公表しているため。利益の少ない工事なので、満額でないと入札できなかったと思われる。また、本工事の入札指名業者は比較的小規模であり、年度末は他の工事で下請となっている可能性もある。

事案５・・・上之建物調査等業務委託【指名競争入札】
【質疑応答】
委　員：　追加指名した市内代理業者５者のうち、４者の入札価格が同じなのはなぜか。
事務局：　業務委託に関しては入札対象額を公表している。結果的に同額になったと思われる。

＜上下水道部＞
事案６・・・石原地内送水管布設工事【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　辞退が多いのはなぜか。
事務局:　当該工事は国道１７号線及び４０７号線に沿って水道管を敷設する工事である。工事箇所付近は交通量が多く、隣接店舗への出入口の調整も必要となり、推進工法という特殊な工法が必要なため､応札できる会社が限られていたと考えている。

事案７・・・下水道実施設計業務委託（その１）【指名競争入札】
【質疑応答】

委　員：　事案５と比較すると、この事案では市内本店業者では選定業者数の必要数を充足しなかったため、市内代理業者を追加指名している。これに対し、事案５では市内本店業者で充足するのにもかかわらず、市内代理業者を追加指名している。事案５のようなケースがあるのはなぜか。また、事案７では市内代理業者が追加されたが、入札価格に大きな変動は生じていない。市民の税金を可能な限り市内に還元できるようなやり方が望ましいが、熊谷市の見解を知りたい。

事務局：　事案５について、同内容の業務委託の受注実績が多い業者を調べたところ、市内に代理店のある業者が最も多く、次に市内本店業者が該当した。よって実績に鑑み、競争性の確保という観点から市内代理業者についても指名した。

委　員：　入札参加者の範囲を広げるほど大きな企業に有利であり、自治体によっては都心部の大企業が落札し、市内本店業者が下請に回る場合も少なくない。市内本店業者の受注が図れるよう工夫をしていただきたい。

事務局：　本件は建設工事ではなく、設計の業務委託であり、難しい場合もあるが、努力したい。

【議事全般にわたる意見等】

委　員：　契約関係で問題が生じうるのは随意契約が多い。次回は随意契約について審査させていただきたい。

オ　次回抽出委員の指名

次回の委員会において、抽出事案を選定する委員を指名した。

カ　その他

次回の委員会の開催予定について説明した。

以上で、閉会となった。